

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月31日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530049

研究課題名（和文） 犯罪人引渡法の変容と展開—国際テロ、組織犯罪との関連において

研究課題名（英文） The Transitional Law of Extradition in the Era of Fight against Terrorism and Organized Crime

研究代表者 北村 泰三 (KITAMURA YASUZO)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：30153133

研究成果の概要（和文）：本研究は、組織犯罪の蔓延及びテロとの戦いの時代において国際法上の犯罪人引渡制度がどのように変容し発展してきたか分析し、それに起因する問題点を抽出し考察することを目的としている。具体的には、例えば EU が採択したヨーロッパ逮捕状枠組決定を基礎として発展してきたが、実際の運用においては引渡しに伴う人権の確保という点では多くの課題が残されていることについてもあわせて考察する。また、米国がテロリスト容疑者の移送に際して用いてきた「特別移送」制度も国際人権基準に反する側面が多々あることも指摘される。さらに、わが国の犯罪人引渡法が必ずしも時代の要請に適合していないこともあわせて検討し、近年発展してきた国際社会の人道的な基準に対応するよう修正する必要があることを提案する。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to analyze the contemporary changes and developments of the extradition law and system in times of war against terrors and transnational organized crimes. The speedy and simplified extradition law and procedure has been developed especially in the regional system of the European Union, i.e the European Arrest Warrant. The study intends to analyze the advantages and drawbacks of this new system. Particularly the present study emphasizes the importance of human rights protection in all the aspects of the newly developing law of extradition system. In line with this the study criticizes the practice of the extraordinary rendition program of terrorist suspects by the United States. The study also examines the present outmoded extradition of law of Japan and proposes some amendments to reflect the international and humane standards recently developed in the global communities.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：国際法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際人権法、犯罪人引渡条約、国際犯罪、EU、ヨーロッパ逮捕状、国際刑事司法協力、ヨーロッパ人権条約

## 1. 研究開始当初の背景

21 世紀における国際的刑事司法の主要な課題は、国境を超える国際犯罪とテロとの戦いという状況において実効的な犯罪人引渡しをどのように実現するかに主眼が置かれてきた。こうした問題を背景として、国際社会における伝統的な犯罪人引渡法は曲がり角に直面するとともに、ヨーロッパ諸国間では迅速かつ簡略化した犯罪人引渡制度が機能するようになったことが注目される。これは、従来の伝統的な引渡法が煩雑な手続と多くの時間を要したのに比べて非常に効率的なシステムである。しかし、このような制度も、引渡対象者の人権保障が守られてこそ真に公正かつ信頼に値する国際刑事司法協力として評価することができると言えよう。

他方で、わが国の国際刑事司法協力の現状をみると、特に犯罪人引渡条約の締結例はこれまで米国と韓国との間の条約の 2 例にとどまり、また実際の引渡し件数も年間数件止まりで停滞している感がある。

本研究は、一方で国際的に先進的な犯罪人引渡法の運用のあり方を研究しその問題点を考察するとともに、わが国における犯罪人引渡法のあり方をも視座に入れ、現代的な国際刑事司法協力のあり方と人権保障を軸として、犯罪人引渡にかかわる諸問題を検討しようとするものである。

## 2. 研究の目的

本研究は、伝統的な国家間の犯罪人引渡に関する法制度が、近年のテロとの戦い及び組織犯罪対策を背景としてどのように変化してきたかを分析することを目的とする。

その実例として EU が 2002 年に採択し、2004 年以来運用している「ヨーロッパ逮捕状枠組決定」の運用に焦点を当てて検討を行う。この制度が相互主義に基礎を置く犯罪人引渡条約と比べて、どのような点で異なっているかとともに、その運用において被請求人の人権保障との関連においてどのような問題が生じているかを検討する。

国際社会においては犯罪人引渡制度が進展する状況において、わが国においては犯罪人引渡法の枠組みは過去数 10 年の間ほとんど変わっていないし、また条約の研究の蓄積が非常に少ないように思われる。本研究は、わが国における犯罪人引渡法研究の欠缺を埋めることをも意図している。

## 3. 研究の方法

(1) 国境を超える犯罪者の逃亡は、近代国際社会において交通手段が普及し、犯罪人が国境を越えて逃亡しやすくなるとともに増加し、各国は、国内法及びによって又は条約が

ない場合にも国際礼讓に基づき引渡を行なってきた。ただし、こうした従来の仕組みは、相互主義に基づき主権国家間の協力を前提としており、政治犯不引渡しの原則、引渡原則などが法原則として機能してきた。また、罪刑法定主義との観点から特定主義 (speciality) 及び双罰主義 (double criminality) などの諸原則が重視されてきた。

(2) 反面で犯罪人引渡しの実際においては、これらの要請を厳格に満たすためには、手続的にも煩瑣であり、多くの時間と労力とを必要としていた。反面でこれらの原則は人権保障の機能をも果たしてきたため一概に軽視することも危険である。迅速な引渡しと人権保障原則との調和が求められる理由がここにある。

(3) 犯罪人引渡しとの関連で人権保障が問題となる典型的な例としては、米国がテロとの戦いを理由として実施している「特別送致」 (extraordinary rendition) という問題がある。恣意的逮捕拘禁を受けない権利、公正な裁判に対する権利等に関する人権の観点からこの制度は、批判されている。

米国は、特別移送は外国のある地点との他の外国のある地点との間で行う容疑者の移送であって、外国から米国本土に向けて行う犯罪人引渡し制度とは別の特別の制度として説明しようとする。しかし、米国の国家機関 (軍) の管轄下にある限り、外国の領域間の移送であるからとして、国際 (人権) 法の適用を免れることはできないと考えられる。また、国際人権諸条約上の原則が、米国による特別移送に対する一定の歯止めとなることが必要である。

(4) 本研究では、犯罪人引渡制度の先進的な例として EU の制度に注目する。2002 年に主としてテロ対策の一環として採択された EU 逮捕状枠組決定 (文献①) は、EU 構成国の司法当局が発給した逮捕状の効力をすべての構成国の間において認めることを目的とする制度である。それにより、EU 域内において逃亡犯罪人の引渡しは迅速かつ簡略な形で実施されることとなった。その内容としては逮捕状の「相互承認」という前提の下で、引渡請求国と被請求国の双方において引渡対象となる行為が可罰的であることを求める「双罰性原則」及び自国民不引渡原則の廃止を取り入れている。反面では、微罪による引渡請求が乱発されたり、通訳人の確保、弁護人依頼権の保障等の被請求人の公正な裁判を受ける権利の保障を問題とする指摘もなされている。

本研究の過程で知り得た各国の国内判例、

立法例、EU 裁判所判例等について文献を渉猟してきたが、これらを基礎としてとりまとめる作業を進めている。

(5) わが国における逃亡犯罪人引渡法は、昭和 28 年に制定された旧時代的な内容のものである。また、わが国が締結している犯罪人引渡条約も 2 例に過ぎない。しかし、わが国において犯罪を犯して国外に逃亡する容疑者等の数は決して少ないとは言えない（犯罪白書によれば、平成 21 年度には年間 845 人（外国人 683 人、日本人 162 人）を数えている。逃亡先は中国、韓国、ブラジル、フィリピン等が多いが、これらの中で犯罪人引渡条約があるのは韓国だけである。わが国からの逃亡犯罪人の身柄の引渡を受ける法的体制は整っていないために、逃げ得を許す結果となつてはならない。司法共助協定を締結して捜査情報及び証拠等の相互のやりとりを円滑にする試みは一部実現しているけれども、犯罪人引渡法条約の締結の検討もなされるべきであろう。本研究はそのようなわが国の犯罪人引渡法及び条約をめぐる問題をも考察の対象に含む。

#### 4. 研究成果

(1) まずヨーロッパ諸国間における犯罪人引渡法の発展に関しては、「欧州逮捕状枠組決定（仮訳）」を中央・ロージャーナル 8 巻 3 号（2011 年 12 月）に掲載した。この作業は、欧州逮捕状に関する研究の基礎的作業として位置づけられる。

また「ヨーロッパ逮捕状の運用と課題」と題する論文を執筆中である。他の緊急性を有する原稿との関係で、未だ脱稿、公表には至っていないが、現状において 8 割程度（約 4 万 5 千字）完成しており、今後早急にとりまとめて公表する予定である。

他に、論文「わが国における犯罪人引渡法の現状と課題」（2011 年 10 月）においては、わが国の逃亡犯罪人引渡法が旧態依然たる内容であり、今日の国際社会における犯罪人引渡法の発展と展開に対応していない点が多数指摘できることを論じたものである。

以下、これらの内容を簡潔に述べておく。

(2) 「ヨーロッパ逮捕状の運用と課題」（執筆中、中央ロージャーナル・近刊予定）

EU 諸国間においては、2001 年の同時多発テロ以後、EU 逮捕状枠組決定が採択され、運用が行われている。同枠組決定は、従来の犯罪人引渡条約に変わる画期的な制度であり、その実際の運用上の問題点を考察することを課題としてきた。本研究の手始めとしては、同枠組み決定の日本語訳を作成し公表した（下記文献①）本枠組決定については、各国

の国内憲法の自国民不引渡原則及び人権保障との関係で多くの問題が議論されている。諸国の国内判例および EU 裁判所の判例を研究してきたが、現時点においてまとめて公表するところまで至っていないが、論文の執筆は進んでいる。

「ヨーロッパ逮捕状（EAW）の運用上の課題」という論考を執筆中である。

本論文は、EAW を特徴づける最も革新的な要素が逮捕状の「相互承認」にあると捉えるとともに、今日の EU 諸国間における犯罪人引渡制度が人権保障の観点からいかなる問題を含んでいるかを検討すること目的とする。そのためにまず、①EU 共通逮捕状制度の法的特徴を理解するために、1957 年のヨーロッパ犯罪人引渡条約以後のヨーロッパ諸国間における犯罪人引渡法の形成過程を跡づける。また、②として、2009 年 12 月 1 日のリスボン条約発効に至るまでにどのような段階を経て、EU の刑事司法制度が発展してきたかを簡潔に振りかえる。さらに、③EAW 枠組決定の趣旨を踏まえて相互承認のシステムの趣旨及び内容を検討し、人権にどのような影響を与えるかを検討する。続いて、④EAW に関する構成国の憲法裁判所とヨーロッパ連合裁判所の判例において特に問題とされる自国民不引渡原則の廃止との関連で相互承認原則がどのように扱われてきたかを検討する。以上の作業を通じて、EU とその構成国が治安または効果的な犯罪対策と人権の確保という困難ではあるが重要な課題に取り組んでいる現状を分析する。

本論文の第 1 章では、EU における犯罪人引渡法の発展の背景を考察する。すなわち、ローマ条約は、経済統合を目指していたので、刑事司法協力については、EC は権限を有していなかった。しかし、冷戦の終焉とドイツの統合及びそれに続く中・東欧諸国の民主化によって、人や物の動きが従来にも増して大量かつ加速度を増すと同時に、麻薬不法取引、自動車窃盗、人身取引、犯罪収益の浄化など国境を超える組織犯罪対策が急務となり、ヨーロッパ諸国間では国境を越える安全と治安に対する対策が必要となった。犯罪者やテロリストは国境を尊重しないという事実単一市場は、彼らが EU 域内を自由に（国家警察よりも自由に）移動することを容易にさせたことは、超国家レベルでの取締り行動を必然的に求めることに繋がっていった。

1993 年のマーストリヒト条約により EU は、初めて内務、司法協力を共通の目的として取り入れた。犯罪対策もその主要な分野であり、そのための取り組みとして、1957 年のヨーロッパ犯罪人引渡条約に代える新しい条約の採択に力を注いだ。それらの一貫として、ユーロポールを創設し、1995 年には略式犯罪人引渡条約、1996 年には EU 諸国間の犯罪人引

渡条約を締結した。しかし、実際にはそれらの試みは期待した成果を生むまでには至らなかったのである。そこで、1999年のアムステルダム条約により EU は、内務、司法協力の名称を「警察、刑事司法協力」と変更してさらにこの分野での EU の取り組みの強化を目指すこととした。また、この分野における新たな EU の 2 次法として「枠組決定」(framework decision)を導入することとした。

EU の刑事司法協力関係の強化に決定的な要素を取り込むことになったのが、2001年の米国の同時多発テロであった。EU 諸国はテロ対策を契機として、2002年には「ヨーロッパ逮捕状枠組決定」を採択して、各国に 2004年までに実施国内法を制定すべきことを求めたのである。

第 2 章では、本枠組決定の内容を検討する。その内容とは、伝統的な犯罪人引渡条約に見られる原則のうち幾つかの重要な点に変更を加えており、以下のような諸点に現れている。

① 逮捕状の「相互承認」(mutual recognition)により、逮捕状発給国の司法当局が発給した逮捕状が他の構成国においてそのまま効力を認められることである。従来、犯罪人引渡手続に付きまとう煩雑で時間のかかる手続は、大幅に省略された。

② テロリズムなどの 32 の重要犯罪については「双罰性」(双方可罰性)の原則の確認を廃止したこと(第 2 条 2 項)。

③ 大陸法諸国間では堅持されてきた「自国民不引渡し原則」を廃止していること。

④ 引渡しの語は、extradition ではなく、surrender (英)、remise (仏)を用いる。従来型の犯罪人引渡を extradition と呼び、EU 諸国間の犯罪人引渡しは、surrender の語を使うこととされている。但し、本仮訳では、surrender の邦訳語としては、「犯罪人引渡し」又は「引渡し」とした。

⑤ 迅速な引渡しを実現するために、逮捕後引渡しまでの時間的期限を原則 60 日以内(本人の同意があれば 10 日以内)としていること(第 17 条)。

第 3 章では、EAW の運用上の問題について各国の国内裁判所と EU 裁判所の判例を検討する。国内裁判所の判例として、ポーランド、ドイツ、マルタなどの憲法裁判所の判決がある。これらでは、EAW 本枠組決定を実施する国内法が違憲と判断されるなどの障壁にぶつかった。これらの国内判例では、自国民不引渡原則を保持する国内法と EAW の規定との矛盾が問題とされたが、その後、これらの諸国では国内法を EAW の要請に一致するように調整が行われた。その結果、これらの国でもいったんは自国民も他の構成国に対して引き渡すことをし、判決の後に、自国に再び移送して収監するという制度としている。

他方、チェコの憲法裁判所のように、合憲判断を示した例もある。

かくして今日では、非常に多数の案件が本枠組決定に依拠して処理されるようになった。欧州委員会の報告書によれば、欧州逮捕状の発給件数は、2009年の1年間で、15,827件に登り、4,431件が執行されている。

第 4 章では、EAW と人権保障との関連について考察を加える。EU 裁判所は、ベルギーの人権団体である Advocaten voor de Wereld VZ からの EAW に関する異議申立を斥ける判断を示したが、問題はそれによって解決したわけではない。実際には、依然として微罪による EAW の請求が行われている件数が多く、引渡に伴う大きな負担から見て比例性の原則から見直しが求められている。また、EAW 自体に人権に関する規定が含まれていない結果、引渡しに伴う人権のリスクを懸念する指摘は多くある。

例えば、著名なケースとしてはウィキリークスの創設者であるジュリアン・アサンジ氏に対するスウェーデンから英国に対して EAW に基づく引渡し請求事件などがある。

他方で各国の EAW 実施立法をみると双罰主義への回帰の傾向も見られる。ある論者によれば、相互の信頼に基づく逮捕状の相互承認とヨーロッパの単一の刑事司法管轄権という前提は、現実の姿を反映していないとも断じている。EU 域内においてさえ、人権保障は常に万全とはいえず、何らかのきっかけにより、人権が危機にさらされることもないとは言えない。

EU 委員会も認める通り、相互承認に基づく EAW の実施を確保していくためには、被疑者・被告人等の手続上の基本的諸権利に関する規定を整備する必要がある。ヨーロッパ基本権憲章は法的拘束力を有し、ヨーロッパ人権裁判所の判例法も一定の意味を有していることは確かではあるが、EU 法の実体規定として具体的な権利規定が必要であろう。また、EU 裁判所、ヨーロッパ人権裁判所による司法審査の機会を保障していくことも求められるであろう。

(3) 下記論文②「わが国における犯罪人引渡し法の現状と課題」は、昭和 28 年に制定されて以後、抜本的な改正を経ずに今日に至っているわが国の犯罪人引渡法の現状と問題点を指摘したものである。わが国は、外国との犯罪人引渡条約の締結も 2 例にとどまる。この分野におけるわが国の法的取り組みが消極的に思われるのは、逃亡犯罪人引渡案件が少ないためかと思われるかも知れないが、必ずしもそうとは言えない。わが国から外国への国外逃亡件数は、年間 800 件を越えるのに比べて、引渡し件数は、数件止まりである。この差は、逃げ得を許す結果になっているの

ではないかと疑われるのである。

わが国の逃亡犯罪人引渡しに対する消極的な姿勢が現れているとも言えるが、同時に国際的な人権保障にも十分な配慮を尽くすことにより、国際的に信頼できる実効的な犯罪人引渡制度を構築していく必要がある。本稿は、以上のような観点から、わが国の犯罪人引渡法制の改革の方向性を考察し、指摘したものである。

(4) 下記論文③「国連強制失踪条約の意義及び問題点の検討」は、犯罪人引渡法の研究を専らの対象としたものではないが、本条約の締約国は、自国の国内法により強制失踪を禁止し、容疑者を処罰する義務を負うとともに、容疑者が国外にある場合であっても、犯罪人引渡しを行うことにより、国家間の協力により犯罪人の訴追体制を整備する必要があることについても触れたものである。強制失踪を国際犯罪とするとともに容疑者処罰のために国際的な犯罪人引渡し義務を強調している点を明らかにしている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

- ① 北村泰三「欧州逮捕状枠組決定(仮訳)」中央ロー・ジャーナル 8 巻 3 号、2011 年 12 月、141-159 頁。査読無
- ② 北村泰三「わが国における犯罪人引渡し法の現状と課題」『人類の道しるべとしての国際法(横田洋三先生古稀記念論文集)』国際書院、2011 年 10 月、235-262 頁。査読無
- ③ 北村泰三「国連強制失踪条約の意義及び問題点の検討」法学新報 116 巻 3-4 号、2009 年 9 月、157-219 頁。査読無

〔学会発表〕(計 1 件)

- ① 北村泰三「EUにおける警察、刑事司法協力-国際犯罪への対応と共通逮捕状制度を中心に-」世界人権問題研究センター(京都)、2010 年 12 月 10 日。

〔その他〕

ホームページ等

<http://homepage3.nifty.com/y-kitamura/>

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

北村 泰三 (KITAMURA YASUZO)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：30153133